

意見書案第 1 号

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成26年 3 月18日

提出者	つくば市議会議員	橋本佳子
賛成者	つくば市議会議員	宇野信子
	〃	滝口隆一

介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この事業は、市町村の地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は、市町村の裁量に任される。しかも、その費用は、一定の上限を設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービス、小規模な事業所の経営などに悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、足腰も弱く、判断能力が落ち、掃除や買い物など家事で本人が出来ないことを訪問介護人に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護で何とか自立しようと介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとって、初期の段階でしっかりしたケアを受けることは重症化の予防になっている。

要支援者への介護予防事業をしっかりと進めれば、介護の必要な高齢者の増加を抑制し、重症化を防ぎ、結局は介護保険財政の圧迫化をなくすことになる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣